

## ○湯沢市雪下ろし請負事業者名簿の公開事務処理要領

令和2年9月30日

湯沢市環境共生課

### (目的)

第1条 この要領は、市が雪下ろし作業を請け負うことが可能な事業者（以下「請負事業者」という。）の情報を収集し、雪下ろし請負事業者名簿（以下「名簿」という。）を作成のうえ広く市民等に周知することにより、雪下ろし作業を発注する市民等の利便性の向上と請負事業者の受注機会の拡大を図ることを目的とする。

### (請負事業者の要件)

第2条 名簿に登載する請負事業者は、次のいずれにもあてはまるものとする。

- (1) 市町村税の滞納がないこと
- (2) 市内に事業所を有する法人、個人事業主及び任意団体等であること
- (3) 申請者、申請者の役員又は申請者の経営に事実上参加している者が、湯沢市暴力団排除条例(平成24年湯沢市条例第2号)第2条に規定する暴力団又は暴力団員でないこと
- (4) 成年被後見人、被保佐人、被補助人以外の者又は法律上破産者の取扱いを受けていないこと

### (請負事業者の申し出)

第3条 名簿に登載を希望する請負事業者は、雪下ろし請負事業者名簿の登載申出書(様式第1号)(以下「申出書」という。)に次に掲げる書類を添付し、市長に提出しなければならない。ただし、湯沢市建設工事等入札参加者資格審査要綱(平成18年湯沢市告示第85号)に基づく建設工事等入札参加有資格者名簿、湯沢市小規模修繕等契約希望者登録要領(平成17年湯沢市告示第97号)に基づく小規模修繕等契約登録名簿及び湯沢市物品購入等競争入札参加資格者登録要綱(平成17年湯沢市告示第12号)に基づく物品等入札参加資格者名簿のいずれかに登載されている請負事業者は書類の添付を省略できるものとする。

- (1) 市町村税完納証明書
- (2) 法人にあつては商業・法人登記簿謄本

- (3) 個人事業主にあつては代表者の住民票、市内における営業の事実を証する書類及び作業員名簿
- (4) 任意団体等にあつては代表者の住民票、規約又は会則等及び作業員名簿
- (5) 前2号に掲げるもののほか、市長が必要と認めた書類

(名簿の公開等)

第4条 市長は、申出書を受理したときは、その内容を審査し、要件に適合すると認められた請負事業者の名簿を作成し広報、ホームページ等で広く市民等に周知するものとする。

(請負事業者の責務)

第5条 名簿に登載された請負事業者は次の各号を遵守すること。

- (1) 発注者と事前に十分に打ち合わせを行い、契約を締結のうえ作業を請け負うこと
- (2) 雪下ろし作業にかかる損害賠償保険及び傷害保険に加入すること
- (3) 雪下ろし作業によるケガなどの人的被害や機械の破損、第三者への損害に対する補償は、請負事業者で負担すること
- (4) 2人以上で雪下ろし作業を実施すること
- (5) 市などが主催する雪下ろし作業講習会などに積極的に参加すること
- (6) 雪下ろし作業にかかる市民等と請負事業者との間の契約、作業中の事故等に市は関与しないものであること

(名簿登載の取り消し)

第6条 市長は、第4条の規定により名簿を公開した後、請負事業者が第2条に定める要件に適合しなくなつたと認めた場合は、名簿の登載を取り消すものとする。

附 則

(施行期日)

- 1 この要領は、令和2年9月30日から施行する。
- 2 この要領は、令和4年1月11日から施行し、令和3年9月1日から適用する。
- 3 この要領は、令和6年8月27日から施行し、令和6年9月1日から適用する。